

## 肢体不自由、重度知的障害者の18歳以降の福祉医療制度の違いについて

### 【学習会の概要】

社会福祉法人 いづみ福社会 事業部長/相談支援センター施設長 須河 浩一氏、京都府木津川市 健康福祉部 社会福祉課 宮本 瞳 氏をお招きし、「肢体不自由、重度知的障害者の18歳以降の福祉医療制度の違い」についての学習会を開催しました。特に肢体不自由児にとって日々の生活に直結する「医療制度」「日常生活用具」「居宅介護制度」について学ぶことが出来、これから成人を迎えるにあたりしておくべき準備や、子どもたちの未来の生活を考える良い機会になりました。

## 参加者のアンケートより

### ① 今回の学習会で学んだこと

18歳を境に制度の変化や対応しなければならないことが、よく分かりました

18歳以降の福祉、医療制度

福祉サービスでは、1、15歳以降重度訪問介護という制度が適用される。2、親亡き後、児の色々な暮らし方があるという点、福祉・医療制度では、18歳以降各種サービスにかかる金額の変更という点について大変勉強になりました。

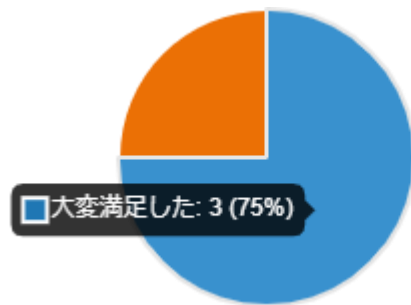
18歳以降の福祉制度の変更点を学びました。知っていると準備することができるので、本当に参加して良かったです。

### ② 講師の方への質問と回答

Q	市役所の社会福祉課への質問ですが、18歳以降カーシートの申請は不可になりますが、それを必要とする人はどうやって車に乗ればいいのか？
A	18歳未満では、カーシートは「座位保持いす」という品目として支給しております。18歳以降は「座位保持いす」の品目での支給ができなくなるため、「座位保持装置」という品目として支給することとなります。通常の座位保持装置は車イスのような形でタイヤなどがある物ですが、座位保持装置の上部分のみを使用し、カーシートとして使えるものとする事で、「座位保持装置」としてのカーシート支給が可能です。 ただし、18歳未満であれば「屋外用」「屋内用」の「座位保持装置」2台に加えて「座位保持いす（カーシート）」の支給（合計3台）が可能です。18歳以上になると、「屋外用」「屋内用」の「座位保持装置」2台のみの支給しかできないため、カーシートとしての座位保持装置の支給を希望される場合はご注意ください。
Q	18歳になる前に申請したカーシートの修理が必要な時はどうすれば良いか？
A	修理については、18歳以降であっても「座位保持いす」（カーシート）としての修理申請が可能です。

③ 学習会の満足度を教えてください

大変満足した	3
満足した	1
普通だった	0
やや不満だった	0
不満だった	0



④ 学習会で気づきや学びはありましたか

大変気づきや学びがあった	3
気づきや学びがあった	1
普通だった	0
あまり気づきや学びがなかった	0
まったく気づきや学びがなかった	0

